

令和3年度 第2回和泉市介護保険運営協議会 会議録

会議の名称	令和3年度第2回和泉市介護保険運営協議会
開催日時	令和4年2月2日（水）13時30分から14時35分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター1階中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 村橋会長・佐藤職務代理・鹿島委員・大谷委員・坂本委員・遠藤委員・花谷委員・門林委員・藤原委員・松阪委員・高橋委員・平田委員・溝川委員・河村委員 ・事務局 堂ノ上福祉部長・藤波高齢介護室長・佐々木高齢支援担当課長 井上介護保険担当課長・福島総括主幹・寺田総括主幹・吉岡総括主査・西村総括主査・廣田総括主査
会議の議題	<p>1議題</p> <p>① 令和3年度介護保険事業について ② 令和3年度介護保険事業計画の進捗について ③ 令和4年度特定施設入居者生活介護整備運営事業者募集要項（案）について ④ 特定施設入居者生活介護等整備運営事業者の選考結果について</p>
会議の要旨	<p>①②④の報告事項等の説明 ③の説明を行い意見聴取</p>
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	公開 傍聴者0名

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
司会	開会、会長挨拶、会議成立の報告、資料確認、傍聴者報告
会長	それでは次第に沿って、順次進めて参ります。 まずは、次第2. 報告事項について、事務局より説明願います
事務局	資料1 「令和3年度介護保険事業について」説明 資料2 「令和3年度介護保険事業計画の進捗について」説明
会長	只今、事務局から報告・説明のあった内容について、ご質問等を伺いたいと思いますが、何かございますか。
委員A	資料1の2P目に第2号被保険者の認定者数の記載があるが、第2号の被保険者数は？また、第2号被保険者の認定率は？
事務局	第2号被保険者数は約6万5千人です。認定率は0.21%になります。
委員B	資料2の報告の際に、目標を達成できない理由を説明している箇所と、目標が達成できていないにもかかわらず理由の説明がない箇所があった。なぜ目標を達成できなかったのかきちんと説明し報告すべきである。紙面のみではわからない。
事務局	今後は委員の意見を踏まえて報告します。
委員C	資料1の9ページ目に居宅療養管理指導の項目があるが、これは医師等が訪問診療を行った際に支払われる費用との認識でよいか。
事務局	ご推察のとおりで、医師・歯科医師等が訪問した際に支払われる費用です。
委員D	資料2の4P目の住宅改修等の点検について今年度から始めたのか？また、なぜ目標に加えたのか？
事務局	目標に加えたのは、本計画からだが、以前から専門職により点検を行っていた。住宅改修は事前に承認申請があるが、本人のためになる改修工事であるのかを専門職と共に確認し、適正な介護給付を行うため目標に加えました。
委員E	意見としてだが、私も住宅改修の点検に立ち会ったことがあるが、住宅改修の点検を行うことは非常に重要であると思っている。知っているケースでは、手すりを取り付ける位置が事前承認時と異なる場所に取り付けようとしていたケースなどもあった。
会長	貴重なご意見等ありがとうございます。 他に何か質問ございませんでしょうか。 特に他に意見等なければ、次に次第3、議題①「令和4年度特定施設入居者生活介護整備運営事業者募集要項（案）」について事務局説明願います。
事務局	「令和4年度特定施設入居者生活介護整備運営事業者募集要項（案）について」説明
会長	只今、報告・説明のあった内容について、ご意見を伺いたいと思いますが、資料3-1にあります事務局より検討課題とされている選考方法について、募集要項7ページの選考例でいくと、得点順に選考できず、床数の関係で次点の事業者を選考することとなります。それでよろしいですか。施設1棟全体の指定とするか、または事業所の承諾のもと施設の1部だけを選考する方がよろしいでしょうか。いかがでしょう。
委員B	施設の一部分だけが特定施設であるというのは、利用者からはわかりにくくない。また、

	今年度の募集要件と次回の募集要件が異なるのもどうかと思うので、今年度の募集要項と同じく、1施設全体の指定とし、床数に応じて、次点の事業者が繰り上がるということはいいのではないか。ただし、今回の公募で応募がない場合には、条件を変更するなどの工夫が必要と考えます。
委員F	少し質問したいが、事業開始の時期の令和5年度までとは。また、募集床数は今年度からかなり減っているがなぜか。
事務局	事業の開始時期は、令和6年3月31日までを開始日としてほしい。また、募集床数の減少は、このあと報告する今年度の選考数を計画している床数から差し引いたためです。
委員G	今年度の募集で募集数以下の応募しかなかったのは、広報がたりなかつたのではないか。ホームページでの公募としているが、来年度は他の周知方法も検討した方がいいのではないか。
事務局	ホームページに加え、メーリングリストがあるので、市内の介護事業所には直接、公募時期にメールでお知らせします。
会長	意見、質問等ございましたが、検討課題の募集要項の選考方法については、委員の意見にありましたように原文のままで今年度と同じ、1施設すべてを指定し、場合によっては次点の事業者が繰り上がるということでおろしいですか。 他に本募集要項について何か意見はございますか。 なければ、意見はございましたが、修正案は出でていませんので、事務局原案のとおり「特定施設入居者生活介護整備事業者の募集要項について」を承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
会長	それでは、「特定施設入居者生活介護整備事業者の募集（案）について」を承認します。 事務局は以後の事務手続きをよろしくお願いします。 また、募集要項の中になりました事業所選考部会を令和4年8月下旬に予定しているということですが、選考委員についてはどうなりますか。
事務局	選考委員につきましては、本年度同様、介護保険運営協議会規則第5条に事業所選考部会は委員のうちから会長が選任する者及び会長をもって組織すると規定していますので、会長より選考委員を選任していただくことになります。また、この後開催いたします地域密着型サービス委員会でご説明させていただきますが、第8期計画では認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備運営事業者の募集も行いますので、選考部会の委員はグループホームの事業者の選考も併せてお願いできればと考えています。 なお、指名されました委員に応募事業者や関係者からの接触など何らかの働きかけをされては委員にご迷惑がかかりますので、会長からの指名は非公開でさせていただきたいと思います。

会長	わかりました。では、選考委員につきましては、非公開で行いたいと思います。 次の報告事項②「特定施設入居者生活介護整備運営事業者の選考結果について」も、事業者選考に係ることですので、ここから非公開とさせていただきます。
	選考部会会長から選考結果の報告 選考委員の決定 閉会